

消食表第396号
平成23年9月13日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示課長

生食用食肉の表示基準の施行について

本年4月に富山県等において食肉の生食による食中毒事件が発生しました。

このような事件の再発防止に資するため、食品衛生法に基づく生食用食肉の表示基準の設定について検討を進め、消費者委員会に諮問を行ったところ、今般、消費者委員会より答申を受けたことから、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）を改正し、平成23年10月1日から施行することとしております。

つきましては、別紙により関係事業者への情報提供方お願いします。